

(電子メール施行)

R 6 健保感第 10003 号
令和 6 年 9 月 20 日

市内医療機関 管理者 様

仙台市保健所長
(公印省略)

結核患者発生に係る届出及び結核患者の入退院届出の徹底について (通知)

貴職におかれましては、日頃より本市の保健衛生行政に対し、ご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、結核患者発生及び結核患者の入退院については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項、第 5 項、第 6 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり期限内に定められた方法によって医師及び病院管理者が最寄りの保健所長に届け出なければならないとされております。つきましては、当該届出の法に基づく届出期限の遵守につきまして、医師及び関係職員への周知徹底とその実施をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 結核発生届（法第 12 条第 1 項、第 5 項、第 6 項）

医師は、結核の患者又は無症状病原体保有者等を診断したときは、直ちに最寄りの保健所長に届け出なければならない。感染症指定医療機関の医師は、電磁的方法によって届け出を行わなければならない。その他医療機関の医師は、電磁的方法による届け出を行うよう努めなければならない。

この届出は、結核患者を保健所において把握し、患者との接触者に対する健康診断（法第 11 条）、当該結核患者に係る就業制限通知（法第 18 条第 1 項）、入院勧告等（法第 19 条及び 20 条）、医療費の公費による負担（法第 37 条及び第 37 条の 2）、結核登録票への登録（法第 53 条の 12）等を行うための前提となるものです。

※届出が行われないと、医療や結核のまん延予防に支障をきたします。

※結核と診断した医師には直ちに届出をしていただく義務があります。

※令和 5 年 4 月 1 日施行の改正法により、電磁的方法による届け出が義務もしくは努力義務となりました。

2. 結核患者の入退院届（法第 53 条の 11 第 1 項）

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、または入院している結核患者が退院したときは、7 日以内に、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

この届出は、保健所において結核患者の状況を把握し、当該結核患者の管理を迅速かつ的確に行うとともに、家庭訪問指導（法第 53 条の 14）等を行うための前提となるものです。

3. 参考となるホームページ

感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について（厚生労働省）



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-02-02.html>

感染症法に基づく医師の届出様式（仙台市）



<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/download/bunyabetsu/kenko/iryo/kansensho.html>

担当：感染症対策課感染症対策係 荒井

連絡先：fuk005530_10@city.sendai.jp

022-214-8029